

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 1 月 7 日 (火) 第 580 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のための移動の制限 (家畜防疫対策課取扱い) 1

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 2 号 の 2

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法施行細則（昭和26年鹿 児 島 県 規 則 第 83 号）第 8 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、次 の と お り 区 域 を 定 め、家 畜 及 び 物 品 の 移 動 及 び 区 域 外 へ の 移 出（以下「搬出」という。）を制限する。

なお、令和 6 年 12 月 20 日 鹿 児 島 県 告 示 第 851 号 の 2（高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のための移動の制限）は、廃止する。

令和 7 年 1 月 7 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

1 移動の制限

- (1) 移動を制限する区域
曾 於 市 及 び 霧 島 市（それぞれ次の図に示す部分に限る。）
- (2) 移動を制限する家畜の種類
鶏，あひる，うずら，きじ，だちょう，ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
- (3) 移動を制限する物品
病原体を広げるおそれがある物品
- (4) 移動を制限する期間
令和 7 年 1 月 7 日から当分の間

2 搬出の制限

- (1) 搬出を制限する区域
鹿 屋 市，曾 於 市 及 び 霧 島 市（それぞれ次の図に示す部分に限る。）
- (2) 搬出を制限する家畜の種類
鶏，あひる，うずら，きじ，だちょう，ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
- (3) 搬出を制限する物品
病原体を広げるおそれがある物品
- (4) 搬出を制限する期間
令和 7 年 1 月 7 日から当分の間

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿 児 島 県 農 政 部 家 畜 防 疫 対 策 課，始 良 ・伊 佐 地 域 振 興 局 農 林 水 産 部 農 政 普 及 課 及 び 大 隅 地 域 振 興 局 農 林 水 産 部 農 政 普 及 課 に 備 え 置 いて 縦 覧 に 供 す る。）